

こどもを性暴力から守るための取り組みと保護者向けガイドライン

三輪田学園中学校・高等学校

1. はじめに:こども性暴力防止法の趣旨

「こども性暴力防止法(特定こども施設等による特定性犯罪前科確認等に関する法律)」に基づき、三輪田学園ではこどもを性暴力から守り、その権利利益を擁護する重い責任を負っています。私たちは、こどもの安全を最優先とする「こどもまんなか」の視点に立ち、以下のスローガンを徹底することを宣言します。「起こさせません、見逃しません」

本法律は、令和8年(2026年)12月25日から順次施行される予定であり、三輪田学園においても施行に向けた安全管理体制の構築・維持に全力で取り組んでおります。

2. 具体的な取組について

三輪田学園では、性暴力を未然に防ぎ、こどもたちが安心して過ごせる環境を維持するために、以下の法的な要請に基づく取組を実施しています。

- **教職員の性犯罪前科の確認** 教職員の採用時および在職時において、性犯罪前科の有無を確認する仕組みを運用しています。性犯罪前科がある者は、性暴力のリスクを鑑み、こどもと接する業務に従事させない体制を厳格に維持しています。

【注記】確認結果の非公表について:個別の確認結果については、教職員のプライバシー保護および制度の公正な運営を担保する法律上の制限により、保護者の皆さまを含む外部へ公表することはできません。これは法的根拠に基づく誠実な対応であることをご理解ください。

- **予防・抑止のための活動**
 - **安全管理教育(従事者研修)**:全教職員に対し、性暴力防止に関する専門知識と高い倫理観を醸成するための教育を継続的に実施します。
 - **実態把握(面談・アンケート)**:職員やこどもたちの微細な変化を察知するため、定期的な個別面談やアンケート調査を行います。
 - **迅速な通報体制(相談窓口)**:予兆や疑いが生じた段階で直ちに対応を可能とするため、組織内外に複数の相談窓口を設置しています。

3. 「性暴力」および「不適切な行為」の定義

保護者の皆さまと共通の認識を持ち、こどもを死角のない環境で守るため、禁止される行為を以下の通り定義します。

- **「性暴力」の範囲:**不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮など、刑法等で罰せられる犯罪行為を指します。また、法的な犯罪該当性にかかわらず「こどもを不快にさせる性的な言動」も広く含まれます。
- **三輪田学園が定める「不適切な行為」:**以下の言動を性暴力につながるおそれのある「境界線(バウンダリー)を越える行為」として定義します。
 - (1) 児童生徒等との私的な連絡先(SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等)を交換し、私的なやりとり(メッセージ、画像等)を行うこと。
 - (2) 休日や放課後に、児童生徒等と二人きりで私的に会うこと。
 - (3) 特定の生徒だけを特別扱いしたり、最悪すること。
 - (4) 生徒の家族関係や恋愛、身体に関する過度な質問をすること。
 - (5) 指導や支援の範囲を超えて、必要以上に長時間抱きしめたり不自然な密着をすること。
 - (6) 別室に二人きりで閉じ込めること。
 - (7) 着替え、トイレ、入浴を不必要に覗くこと。
 - (8) 私有のスマートフォンなどで児童生徒等の写真を撮影し、保存すること。

4. 性暴力事案発生時の対応方針

万が一、事案の発生やその疑いが生じた場合、三輪田学園では組織の総力を挙げて対応します。

- **被害児童生徒の保護と救済:**こどもを守ることを最優先に、速やかな事実確認を行うとともに、被害を受けたこどもの心理的ケアと安全確保に全力で取り組みます。
- **保護者の皆さまへの説明:**事案の概要については、原則として全保護者の方々へ丁寧な説明を行います。ただし、被害児童のプライバシー保護、対応の混乱回避、および二次被害の防止が優先されるべき場合には、発生直後ではなく、適切な準備と配慮が整い次第の説明となる可能性があることをあらかじめご了承ください。

5. 保護者の皆さまへのお願い

こどもたちを性暴力から守り抜くためには、ご家庭と学園の強固な連携が不可欠です。

- **こどもが発するサインへの注視:**こどもは被害を受けても、恐怖や混乱から自ら被害を言葉にすることが極めて困難です。日頃の様子に目を配り、些細な変化(表情、行動、体調など)を感じた際は、決して見逃さないようお願いいたします。
- **「こどもの権利」の親子学習:**自分の体は自分だけのものであるという認識(プライベートゾーン概念など)を持つことは、最大の防御となります。親子で「こどもの権利」を学ぶことで、こども自身が危険に対して「いや」と言える力を育むことができます。

- **二次被害の防止と機微情報の取扱い:**性犯罪歴や事案の疑いに関する情報は、極めて機微なプライバシーに属します。不確かな情報の流布や噂を立てることは、被害児童やその家族を深く傷つける「二次被害」を招きます。周囲への影響を鑑み、慎重な対応と配慮をお願いいたします。

6. 相談窓口および参考情報

こどもから相談を受けた場合や異変を感じた場合は、一人で抱え込まず、迅速に以下の窓口へご連絡ください。

- **相談窓口**

1. 三輪田学園内 養護教諭・カウンセラー Tel: 03-3263-7801

2. 外部相談窓口

『東京都性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター』

#8891または0120-8891-77

『子供・保護者専用性被害相談ホットライン』

0120-333-891〈都内からかけるとき(無料)〉

03-6811-0850〈都外からかけるとき(有料)〉

- **プライバシーの厳守:**相談内容および相談者の情報は厳格に取り扱われます。相談したことによって、こどもや保護者が当事業者から不利益な扱いを受けることは一切ありません。

- **参考リンク一覧**

- こどもの権利について(こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>

(こどもの権利に関する基本的な考え方やパンフレットが掲載されています)

- こどもたちのためにできること(内閣府・こども家庭庁)

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child

(性被害を受けたこどもへの理解と支援のためのガイドです)

- 生命(いのち)の安全教育(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

(こどもたちが加害者、被害者、そして「傍観者」にならないための教材が公開されています)